

入居申込書

(事業用)

大東建託パートナーズ株式会社 殿

※太枠内のみご記入ください。

本物件について入居を申込み、入居に関してオーナー様の了解を得られ次第、随手続きを行います。オーナー様の了解を得られない場合には、本物件に入居できないとも異議の無いことを了承します。また、本申込書に記載した事項は事実であること、入居申込者・実入居者・連帯保証人が暴力団・暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力に該当しないこと及び将来にわたっても該当しないことを誓約いたします。それらに違反する場合には、本物件に入居できないこと、入居後であっても貸主が賃貸借契約の解除等の措置を講ずること、当該措置に異議を述べないことを了承いたします。また、審査結果の如何を問わず、審査基準・審査内容の開示を行わないことに同意します。

賃 貸 人	重要事項説明日	入居お申込日	ご入居予定日
	20 年 月 日	20 年 月 日	20 年 月 日
			ご契約予定日
			20 年 月 日

建物コード	テナント契約番号		
部屋番号	部屋コード 駐車券表示番号	—	—
建物種別	家賃消費税等	円	円
入居申込金	駐車料消費税等	円	円
領収証NO	共益費消費税等	円	円
入金方法	礼金消費税等	円	円
1:現金 2:小切手 3:振込	敷金町内会費	円	円
	その他費用	円	円

保証委託契約のご利用 (ご希望の有無を○で囲んでください)	(希望する) (希望しない)	保証委託契約をご利用の場合、ハウスリース(株)との「保証委託契約」の締結及び、保証委託料のお支払いが必要となります。 ◀保証委託料▶初回契約時・資料等の50% 毎月のお支払い・資料等の2% 詳細は「保証委託契約約款」をご確認下さい。
---	----------------	---

フリガナ		入居申込者(個人・法人)	
お名前			印
※法人の場合は会社名及び代表者様名を記載。			
フリガナ	〒	ご住所	
固定電話	()	—	携帯電話 ()
<個人>		<法人>	
生年月日(西暦)	年 月 日	年齢	才
性 別	男性・女性	設立年月日(西暦)	年 月 日
上場・未上場		資本金	万円
業 種		年 商	万円
事業内容		業 種	
主要取引先		従業員数	人
ご住所	〒	ご住所	〒
ご勤務先		ご住所	〒
電話番号	()	電話番号	()
業 種		業 種	
勤続年数	年 年 収	万円	備 考
職 業	自営業・会社員・公務員・その他()		
緊急連絡先・連帯保証人(ご予定者)①		連帯保証人(ご予定者)②	
フリガナ		フリガナ	
お名前	〒	お名前	〒
ご住所	持家(自己所有・家族所有)・賃貸・その他()	ご住所	持家(自己所有・家族所有)・賃貸・その他()
電話番号	()	電話番号	()
生年月日(西暦)	年 月 日	年齢	才
性 別	男性・女性	続 柄	
会社名		会社名	
ご住所	〒	ご住所	〒
電話番号	()	電話番号	()
勤続年数	年 年 収	万円	勤続年数
業 種	会社員・公務員・自営業・その他()	業 種	会社員・公務員・自営業・その他()

[弊社使用欄]			
取扱店		担当	
		仲介会社	
		担当	

個人情報のお取り扱いについて

東京都港区港南二丁目16番1号
大東建託パートナーズ株式会社
大東建託リーシング株式会社

大東建託パートナーズ株式会社(以下「大東建託パートナーズ」といいます。)、および大東建託リーシング株式会社(以下「大東建託リーシング」といいます。)、はお取引に伴いお客様の個人情報をいただいております。

下記の記載事項はお取引に伴い入手するお客様の個人情報の保護とお取り扱いにつきまして、個人情報保護法の規定に従いご説明するものです。

項 目	内 容
1. 個人情報に対する基本姿勢	大東建託パートナーズ、および大東建託リーシングは、個人情報保護法の趣旨を尊重し、これを担保するために会社毎に「個人情報保護方針」「個人情報保護規定」を定め実行してまいります。
2. 入居申込に関する個人情報の取り扱い	1) 大東建託パートナーズ、および大東建託リーシングは、不動産関連事業を営んでおり、入居申込みに関する個人情報を次の目的のために利用いたします。 (1) 不動産賃貸物件のご提供 (2) お客様との賃貸借契約の履行・管理 (3) 契約後の諸管理・アフターサービスの実施 (4) 保険商品の案内・提供 (5) 保険契約の維持・管理 (6) お客様にとって有用と思われる情報・サービスの提供 2) 大東建託パートナーズは入居申込みに関する個人情報について、ゴミの回収管理、防火や防犯管理、地盤活動の円滑化のために、本建物所在地を管轄する自治会や町内会などの第三者に提供することがあります。 3) 大東建託パートナーズ、および大東建託リーシングは入居申込みに関する個人情報について、賃貸借契約の履行および管理をするために、建物所有者などの第三者に提供することがあります。 4) 入居申込みに関する個人情報を、大東建託パートナーズ、大東建託リーシング、およびグループの各会社、提携先企業が、商品・サービス等のご案内・ご提供のために利用することがあります。 <商品・サービス等のご案内・ご提供の例> ○ハウスリース株式会社からの賃料債務保証サービスの案内・提供 ○少額短期保険ハウスガード株式会社からの少額短期保険(賃貸住宅入居者向け総合保険等)の案内・提供 ○引越紹介、ホームセキュリティ、インターネット、害虫防除、簡易消火器、浄水器カートリッジ、提携先企業からの案内・提供 ○DK SELECT進化する暮らしに関する新商品・サービスに関する情報のお知らせ ○おまとめ請求サービス(家賃、水道光熱費等その他のお客様が支払う料金等を一括収納するサービス)の案内・提供
3. 賃貸住宅居住者総合保険のご契約に関する個人情報の取り扱い	1) 賃借人は、火災保険の加入情報を大東建託パートナーズに提出するものとします。大東建託パートナーズは、この加入情報を賃貸借契約の履行・管理、保険商品の案内・提供、保険契約の維持・管理に必要な範囲で利用いたします。 2) 大東建託リーシングは、三井住友海上火災保険株式会社から保険業務の委託を受けた代理店であり、この保険契約に関する個人情報を三井住友海上火災保険株式会社の商品・サービスのご案内・ご提供、ご契約の維持・管理のために必要な範囲で利用いたします。 3) この保険契約に関する個人情報を、大東建託パートナーズ、大東建託リーシング、およびグループの各会社が、取り扱う商品・サービス等のご案内・ご提供のために利用することがあります。 <商品・サービス等のご案内・ご提供の例> ○この保険契約が失効した場合の大東建託パートナーズ、および少額短期保険ハウスガード株式会社からの少額短期保険の案内・提供
4. お客様個人情報の保護対策	1) 大東建託パートナーズ、および大東建託リーシングはそれぞれ従業員に対して個人情報保護のための教育を定期的に行い、お客様の個人情報を厳重に管理いたします。 2) 大東建託パートナーズ、および大東建託リーシングが保有する個人情報については、「個人情報保護規定」に従い必要なセキュリティ対策を講じます。
5. 苦情、訂正、利用停止等の申立先	苦情・相談窓口 お客様サービス室受付 (E-MAIL cs@kentaku.co.jp) 電話 0120-1673-43 FAX 03-6718-9044

◆大東建託グループ各社の「個人情報保護方針」は、各社ホームページをご参照下さい。

<建物使用について>

賃借人様名	
建物住所／建物種別	
実入居者様名／建物内の従業者数	
業種	
使用用途	1 階
	2 階
上記以外に予定している事業計画	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()
作業内容	
設置予定設備	
収納品（商品等）	
事業関連法規	
音・振動・排水等、周辺に影響を与える可能性について	
増改築予定	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()

<土壌汚染対策法に関する確認事項>

1. 水質汚濁防止法第2条2項に定める特定施設の設置はありますか？（*特定施設の一覧は添付の別紙にてご確認ください。）

有 無 左記にて「有」の場合、特定施設名を記入ください。（)

2. 土壌汚染対策法第2条1項に定める特定有害物質を使用することはありますか？

下記使用有無欄の「有・無」いずれかを選択願います。

	物質名	主な用途	主な業種	使用有無
第1種特定有害物質	1 四塩化炭素	フロンガス原料、消化剤、溶剤、ドライクリーニング、脱脂洗浄剤	クリーニング業・塗装業・精密機械（組立製造）・金属加工	有・無
	2 1,2-ジクロロエタン	塗料溶剤、洗浄、抽出、殺虫、塩化ビニル中間体、フィルム洗浄剤	写真現像所	有・無
	3 1,1-ジクロロエチレン	溶剤（油類、樹脂、ゴム等）、医薬（麻酔）、塗装剥離剤	板金塗料業・クリーニング業・塗装業	有・無
	4 シス-1,2-ジクロロエチレン			
	5 1,3-ジクロロプロペン	殺虫剤（農薬除草剤、殺虫剤）		有・無
	6 ジクロロメタン	溶剤、冷媒、脱脂剤、抽出剤、消化剤、局所麻酔剤、不燃性フィルム溶剤	板金塗料業・塗装業・精密機械（組立製造）・金属加工	有・無
	7 テトラクロロエチレン	ドライクリーニング溶剤、原毛洗浄石鹼溶剤、その他溶剤、メッキ、塗料	クリーニング業・メッキ工場・塗装業・精密機械（組立製造）・金属加工	有・無
	8 1,1,1-トリクロロエタン	溶剤、金属の常温洗浄、塩化ビニルデン原料、塗料・塗料の溶剤	クリーニング業・塗装業	有・無
	9 1,1,2-トリクロロエタン			
	10 トリクロロエチレン	金属表面の常温洗浄、羊毛の脱脂洗浄、香料抽出、冷媒、殺虫剤	板金塗装業・クリーニング業・塗装業・精密機械（組立製造）・金属加工	有・無
第2種特定有害物質	11 ベンゼン	溶剤、抽出剤、合成原料（樹脂、繊維、ゴム等）、ガソリン・灯油等油類混入	自動車修理・板金塗装	有・無
	12 カドミウムおよびその化合物	合金、電子工業、電池、メッキ、顔料、写真乳剤、塩化ビニル安定剤	メッキ工場・金属加工	有・無
	13 六価クロム化合物	酸化剤、メッキ、触媒、写真、漁網染色、皮なめし、石版印刷	メッキ工場	有・無
	14 シアン化合物	メッキ、試薬、触媒、有機合成、蛍光染料、冶金、鉱業、金属焼き入れ、医薬、写真薬	板金塗装・メッキ工場・金属加工・写真現像所	有・無
	15 水銀およびその化合物	電解電極、金銀の抽出、水銀灯、計器、医薬、顔料、農薬、整流器、触媒	板金塗装・リサイクル業・精密機械（組立製造）・金属加工	有・無
	16 アルキル水銀	農薬（農薬、種子消毒）、医薬、有機合成		
	17 セレンおよびその化合物	半導体、光電池、銅材の防食被覆、特殊硝子、乾式複写機感光体、芳香族化合物の脱水素剤、浮遊遊離の気泡剤、頭髪化粧水、塗料	塗装業・精密機械（組立製造）	有・無
	18 鉛およびその化合物	合金、ハンダ、活字、水道管、鉛ガラス、ゴム加硫、電池、防錆ペイント、顔料、殺虫剤、塗料、塩化ビニル安定剤	自動車修理・板金塗装・塗装業・金属加工	有・無
	19 砒素およびその化合物	半導体製造、殺虫剤、農薬、塗料	塗装業・精密機械（組立製造）・金属加工	有・無
	20 フッ素およびその化合物	金属の研磨、ステンレスの洗浄、鋼鉄業で原料とするホタル石に含有	板金塗装・精密機械（組立製造）	有・無
第3種特定有害物質	21 シマジン	電氣メッキ工程の緩衝材、メッキ液、陶器のうわぐすり、石灰中に含有	メッキ工場	有・無
	22 チオベンカルブ	農薬（除草剤）		有・無
	23 チウラム	農薬（土壌殺菌剤、害虫の忌避剤）		有・無
	24 ポリ塩化ビフェニル（PCB）	絶縁油（蛍光灯、水銀灯等の安定期、トランス、コンデンサ）熱、触媒、潤滑油、感圧複写紙、塗料、印刷インキ	塗装業・精密機械（組立製造）・金属加工	有・無
	25 有機りん化合物	農薬（殺虫剤）		有・無
		上記すべてを使用しない場合は、右記に○をお願いいたします。		全て無

入居申込にあたり以下の事項に合意します。

- 1) 本申込について賃貸人の承諾を得た後であっても、賃貸人との最終的な協議が全て整い、賃貸借契約書の締結が完了するまでは、住所移転手続等の開業準備は行わないものとします。また、本申込み後、賃貸借契約における協議が整わず、契約が締結されない事態が生じた場合は、それまでに申込者の側に発生した費用・損害金を賃貸人及び大東建託株式会社またはその関係会社には請求しないものとします。
- 2) 建築基準法等関連法規を遵守した使用を行うことは勿論の事、建物の造作・仕様変更を行う場合は、具体的な内容について、増改築念書および設置物の名称・配置図面等の関係資料を速やかに提出すると共に、資料条件の改定もあり得ることを予め承知いたします。なお、賃貸人の承諾なく特定有害物質を使用または特定施設を設置した場合、賃貸人より相当の期間を定めて特定有害物質の使用禁止または特定施設の撤去を催告されたにもかかわらずその期間内に該催告が履行されなかったときは契約解除となる場合があることを予め承知いたします。また、契約解除にあたっては、土壌汚染状況調査の実施および土壌汚染除去等の必要な措置を行うことを了承致します。
- 3) 事業に関連する法規を遵守し、法令上、申請や許可が必要な場合および関連法規により各種設備が要求された場合は、自己の費用にて実施することを予め承諾します。
- 4) 防火管理者の選任が必要となる場合は、防火管理者を選任し、所轄消防長又は消防署長への届出を行います。なお、防火管理者の選任が必要となった場合において、選任を行わず、また賃貸人より相当の期間を定めて選任義務の履行を催告されたにもかかわらず、その期間内に選任をしなかったときは、契約解除となる場合があることを予め承知いたします。
- 5) 土壌汚染対策法に定める特定有害物質の使用および水質汚濁防止法に定める特定施設を設置することはできないものとします。なお、賃貸人の承諾なく特定有害物質を使用または特定施設を設置した場合、賃貸人より相当の期間を定めて特定有害物質の使用禁止または特定施設の撤去を催告されたにもかかわらずその期間内に該催告が履行されなかったときは契約解除となる場合があることを予め承知いたします。また、契約解除にあたっては、土壌汚染状況調査の実施および土壌汚染除去等の必要な措置を行うことを了承致します。
- 6) 契約開始後に事業計画が変更になる場合は、自己の費用にて実施することを予め承諾します。

別紙「個人情報のお取り扱いについて」を確認し、その他記載内容は事実と相違なく以上の通り本物件に入居申込を致します。

氏名	印
----	---

弊社使用欄

用途地域	
用途地域の適合性	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合
本入居者様の使用用途による用途変更必要性の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ※「有り」の場合の適合用途種別 ()
本物件または増改築設備が水質汚濁防止法に定められた「特定施設」に該当するか否か	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する

<既存不適格について>

確認申請時用途地域／建物種別	(変更年月日: / /) /
用途地域変更の判定	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
※ 既存不適格建築物の判定	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
条件・理由	

行政確認日 _____ 年 月 日 時 分 <訪問・電話>

行政確認先（都市計画課、土木事務所等）／担当者名 _____

当社確認者 _____

<法令関連>

●計画道路予定の判定	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
●計画道路事業計画決定の判定	<input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 決 <事業年度> _____ 年 _____ 月
●土砂災害警戒地域の判定	<input type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 区域内
●土壌汚染対策法第6条指定区域の判定	<input type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 区域内
●造成宅地防災区域の判定	<input type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 区域内
●津波災害警戒区域の判定	<input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 区域外 <input type="checkbox"/> 区域内

連帯保証人様確認日 _____ 年 月 日

管理職	用途適合（適合・不適合）	設計管理職見解	用途適合（適合・不適合）

オーナー様承諾日 _____ 年 月 日 承諾者 _____ 本人・その他 ()

備考

設計課管理職	管理職	担当者
判定確認	判定確認	起票

水質汚濁防止法に定める「特定施設」(抜粋版)

特定施設①および特定施設②より、特に注意いただく施設を抜粋しました。

番号	業種	施設名
67	洗たく業	洗浄施設(コインランドリーは、トリクロロエチレンまたはテトラクロロエチレンを使用しない場合は、「特定施設」へ該当しません。)
43	写真感光材料製造業	感光剤洗浄施設
68	写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設(各店舗の取扱について行政に確認が必要)
71-3	一般廃棄物処理施設	(廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定)焼却施設
71-4	産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定)	イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者(同法第十四条第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第十四条の四第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。)をいう。)が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号から第十三号までに掲げる施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造(武器製造業を含む)	イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設

水質汚濁防止法に定める「特定施設」①

番号	施設名
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設
1-2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 豚房施設(豚房の総面積が五〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ロ 牛房施設(牛房の総面積が二〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。) ハ 馬房施設(馬房の総面積が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 湯煮施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 ヘ ろ過施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
10	飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。) ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 ヘ 蒸留施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業の用の供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 分離施設
13	イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ 分離施設 ニ 洗だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
16	めん類製造業の用に供する湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設

番号	施設名
18	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
18-2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
18-3	たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
19	新綿業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケツト機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
20	洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー
21-3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
21-4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 薬液浸透施設
23	バルブ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式パーカー ハ 砕木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チツプ洗浄施設及びバルブ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設(抄造施設を含む。) リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破砕施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 塩水精製施設 ロ 電解施設
26	無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
28	カーバ이트法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業(第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
32	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設

水質汚濁防止法に定める「特定施設」②

番号	施設名
37	前六号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
38-2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（一、四－ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
39	硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
41	香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
45	木材化学工業の用に供するフルフアルール蒸留施設
46	第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第二条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業の用に供する洗浄施設
49	農薬製造業の用に供する混合施設
50	第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
51	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
51-2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業、（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
51-3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
55	生コンクリート製造業の用に供するパンチヤープラント
56	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
57	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
58	薬業原料（うろ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破砕施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
59	砕石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破砕施設 ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
61	鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 還元そうロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設

番号	施設名
63-2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコース製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
64-2	水道施設（水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第八項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第二十一条第一項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が一日当たり一万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65	酸又はアルカリによる表面処理施設
66	電気めつき施設
66-2	エチレンオキシド又は一、四－ジオキサン混合施設（前各号に該当するものを除く。）
66-3	旅館業（旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第二条第一項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ちゆう房施設 ロ 洗たく施設 ハ 入浴施設
66-4	共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゆう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66-5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設（総床面積が三六〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66-6	飲食店（次号及び第六十六号の七に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が四二〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66-7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が六三〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
66-8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゆう房施設（総床面積が一、五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
67	洗たく業の用に供する洗浄施設
68	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
68-2	病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が三〇〇以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの イ ちゆう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
69-2	中央卸売市場（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第三項に規定するものをいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
69-3	地方卸売市場（卸売市場法第二条第四項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和四十六年政令第二百一十一号）第二条第二号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が一、〇〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
70	廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第三条第十四号に規定するものをいう。）
70-2	自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第七十七条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が八〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
71	自動式車両洗浄施設
71-2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
71-3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第八条第一項に規定するものをいう。）である焼却施設
71-4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第十四条第六項ただし書の規定により同項本文の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第十四条の四第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号から第十三号までに掲げる施設
71-5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
71-6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
72	し尿処理施設（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。）
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前二号に掲げるものを除く。）

用途地域等内の建築物の制限（建築基準法別表第二（第二十七条、第四十八条、第六十八条の三関係））

(い)	第一種低層住居専用地域内に建築することができる建築物	<ul style="list-style-type: none"> 一 住宅 二 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものうち政令で定めるもの 三 共同住宅、寄宿舎又は下宿 四 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの 五 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 六 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 七 公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第六項第一号に該当する営業（以下この表において「個室付浴場業」という。）に係るものを除く。） 八 診療所 九 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物 十 前各号の建築物に付属するもの（政令で定めるものを除く。） 			<ul style="list-style-type: none"> 三 次に掲げる事業（特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であつて住居の環境を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。）を営む工場 <ul style="list-style-type: none"> (一) 容量十リットル以上三十リットル以下のアセチレンガス発生器を用いる金属の工作 (一の二) 印刷用インキの製造 (二) 出力の合計が〇・七五キロワット以下の原動機を使用する塗料の吹付 (二の二) 原動機を使用する魚肉の練製品の製造 (三) 原動機を使用する二台以下の研磨機による金属の乾燥研磨（工具研磨を除く。） (四) コルク、エポナイト若しくは合成樹脂の粉砕若しくは乾燥研磨又は木材の粉砕で原動機を使用するもの (四の二) 厚さ〇・五ミリメートル以上の金属板のつち打加工（金属工芸品の製造を目的とするものを除く。）又は原動機を使用する金属のプレス（液圧プレスのうち矯正プレスを使用するものを除く。）若しくはせん断 (四の三) 印刷用平版の研磨 (四の四) 糖衣機を使用する製品の製造 (四の五) 原動機を使用するセメント製品の製造 (四の六) ワイヤフォーミングマシンを使用する金属線の加工で出力の合計が〇・七五キロワットを超える原動機を使用するもの (五) 木材の引割若しくはかんな削り、裁縫、機織、燃糸、組ひも、編物、製袋又はやすりの目立てで出力の合計が〇・七五キロワットを超える原動機を使用するもの (六) 製針又は石材の引割で出力の合計が一・五キロワットを超える原動機を使用するもの (七) 出力の合計が二・五キロワットを超える原動機を使用する製粉 (八) 合成樹脂の射出成形加工 (九) 出力の合計が十キロワットを超える原動機を使用する金属の切削 (十) メッキ (十一) 原動機の出力の合計が一・五キロワットを超える空気圧縮機を使用する作業 (十二) 原動機を使用する印刷 (十三) ベンディングマシン（ロール式のものに限る。）を使用する金属の加工 (十四) タンブラーを使用する金属の加工 (十五) ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機を除く。）を使用する作業 (十六) (一) から (十五) までに掲げるもののほか、安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより、住居の環境を保護する上で支障があるものとして政令で定める事業
(ろ)	第二種低層住居専用地域内に建築することができる建築物	<ul style="list-style-type: none"> 一 (い) 項第一号から第九号までに掲げるもの 二 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち政令で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が百五十平方メートル以内のもの（三階以上の部分をその用途に供するものを除く。） 三 前二号の建築物に附属するもの（政令で定めるものを除く。） 		準住居地域内に	
(は)	第一種中高層住居専用地域内に建築することができる建築物	<ul style="list-style-type: none"> 一 (い) 項第一号から第九号までに掲げるもの 二 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの 三 病院 四 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 五 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち政令で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以内のもの（三階以上の部分をその用途に供するものを除く。） 六 自動車庫で床面積の合計が三百平方メートル以内のもの又は都市計画として決定されたもの（三階以上の部分をその用途に供するものを除く。） 七 公益上必要な建築物で政令で定めるもの 八 前各号の建築物に附属するもの（政令で定めるものを除く。） 	(と)	建築してはならない建築物	
(に)	第二種中高層住居専用地域内に建築してはならない建築物	<ul style="list-style-type: none"> 一 (ほ) 項第二号及び第三号、(へ) 項第三号から第五号まで、(と) 項第四号並びに(り) 項第二号及び第三号に掲げるもの 二 工場（政令で定めるものを除く。） 三 ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令で定める運動施設 四 ホテル又は旅館 五 自動車教習場 六 政令で定める規模の畜舎 七 三階以上の部分を(は) 項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するもの（政令で定めるものを除く。） 八 (は) 項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が千五百平方メートルを超えるもの（政令で定めるものを除く。） 			<ul style="list-style-type: none"> (四) (ろ) 項第一号(一) から(三) まで、(十一) 又は(十二) の物品(め) 項第四号及び(る) 項第二号において「危険物」という。)の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの 五 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの又はナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 六 前号に掲げるもののほか、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるもの又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が一万平方米を超えるもの
(ほ)	第一種住居地域内に建築してはならない建築物	<ul style="list-style-type: none"> 一 (へ) 項第一号から第五号までに掲げるもの 二 マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 三 カラオケボックスその他これに類するもの 四 (は) 項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートルを超えるもの（政令で定めるものを除く。） 			
(へ)	第二種住居地域内に建築してはならない建築物	<ul style="list-style-type: none"> 一 (と) 項第三号及び第四号並びに(り) 項に掲げるもの 二 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が五十平方メートルを超えるもの 三 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これらに類する政令で定めるもの 四 自動車庫で床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの又は三階以上の部分にあるもの（建築物に附属するもので政令で定めるもの又は都市計画として決定されたものを除く。） 五 倉庫業を営む倉庫 六 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方米を超えるもの 	(ち)	田園住居地域内に建築することができる建築物	<ul style="list-style-type: none"> 一 (い) 項第一号から第九号までに掲げるもの 二 農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの（政令で定めるものを除く。） 三 農業の生産資材の貯蔵に供するもの 四 地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗その他の農業の利便を増進するために必要な店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち政令で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以内のもの（三階以上の部分をその用途に供するものを除く。） 五 前号に掲げるもののほか、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち政令で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が百五十平方メートル以内のもの（三階以上の部分をその用途に供するものを除く。） 六 前各号の建築物に附属するもの（政令で定めるものを除く。）
		<ul style="list-style-type: none"> 一 (り) 項に掲げるもの 二 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が五十平方メートルを超えるもの（作業場の床面積の合計が百五十平方メートルを超えない自動車修理工場を除く。） 	(り)	近隣商業地域内に建築してはならない建築物	<ul style="list-style-type: none"> 一 (め) 項に掲げるもの 二 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 三 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令で定めるもの

	<p>(ぬ) 商業地域内に 建築してはならない 建築物</p>	<p>一 (る) 項第一号及び第二号に掲げるもの 二 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が百五十平方メートルを超えるもの(日刊新聞の印刷所及び作業場の床面積の合計が三百平方メートルを超えない自動車修理工場を除く。) 三 次に掲げる事業(特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であつて商業その他の業務の利便を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。)を営む工場 (一) 玩具煙火の製造 (二) アセチレンガスを用いる金属の工作(アセチレンガス発生器の容量三十リットル以下のもの又は溶解アセチレンガスを用いるものを除く。) (三) 引火性溶剤を用いるドライクリーニング、ドライダイニング又は塗料の加熱乾燥若しくは焼付(赤外線を用いるものを除く。) (四) セルロイドの加熱加工又は機械のこぎりを使用する加工 (五) 絵具又は水性塗料の製造 (六) 出力の合計が〇・七五キロワットを超える原動機を使用する塗料の吹付 (七) 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白 (八) 骨炭その他動物質炭の製造 (八の二) せつげんの製造 (八の三) 魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造 (八の四) 手すき紙の製造 (九) 羽又は毛の洗浄、染色又は漂白 (十) ぼろ、くず綿、くず紙、くず糸、くず毛その他これらに類するものの消毒、選別、洗浄又は漂白 (十一) 製綿、古綿の再製、起毛、せん毛、反毛又はフェルトの製造で原動機を使用するもの (十二) 骨、角、牙、ひづめ若しくは貝殻の引割若しくは乾燥研磨又は三台以上の研磨機による金属の乾燥研磨で原動機を使用するもの (十三) 鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉碎で原動機を使用するもの (十三の二) レディーミクストコンクリートの製造又はセメントの袋詰で出力の合計が二・五キロワットを超える原動機を使用するもの (十四) 墨、懐炉灰又はれん炭の製造 (十五) 活字若しくは金属工芸品の鋳造又は金属の溶融で容量の合計が五十リットルを超えないつぼ又は窯を使用するもの(印刷所における活字の鋳造を除く。) (十六) 瓦、れんが、土器、陶磁器、人造砥石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造 (十七) ガラスの製造又は砂吹 (十七の二) 金属の溶射又は砂吹 (十七の三) 鉄板の波付加工 (十七の四) ドラム缶の洗浄又は再生 (十八) スプリングハンマーを使用する金属の鍛造 (十九) 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が四キロワット以下の原動機を使用するもの (二十) (一) から (十九) までに掲げるもののほか、安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより、商業その他の業務の利便を増進する上で支障があるものとして政令で定める事業 四 危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの</p>	<p>(る)</p>	<p>準工業地域内に 建築してはならない 建築物</p>	<p>(十) 石炭ガス類又はコークスの製造 (十一) 可燃性ガスの製造(政令で定めるものを除く。) (十二) 圧縮ガス又は液化ガスの製造(製氷又は冷凍を目的とするものを除く。) (十三) 塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、燐酸、苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、洗濯ソーダ、ソーダ灰、さらし粉、次硝酸蒼鉛、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、砒素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン化合物、クロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナル、グリセリン、イヒチオールズルホン酸アンモン、酢酸、石炭酸、安息香酸、タンニン酸、アセトアニリド、アスピリン又はグアヤコールの製造 (十四) たんぱく質の加水分解による製品の製造 (十五) 油脂の採取、硬化又は加熱加工(化粧品を製造を除く。) (十六) ファクチス、合成樹脂、合成ゴム又は合成繊維の製造 (十七) 肥料の製造 (十八) 製紙(手すき紙の製造を除く。) (十九) 製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製 (二十) アスファルトの精製 (二十一) アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸溜産物又はその残りかすを原料とする製造 (二十二) セメント、石膏、消石灰、生石灰又はカーバイドの製造 (二十三) 金属の溶融又は精練(容量の合計が五十リットルを超えないつぼ若しくは窯を使用するもの又は活字若しくは金属工芸品の製造を目的とするものを除く。) (二十四) 炭素粉を原料とする炭素製品若しくは黒鉛製品の製造又は黒鉛の粉碎 (二十五) 金属厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業(グラインダーを用いるものを除く。)、びょう打作業又は孔埋作業を伴うもの (二十六) 鉄釘類又は鋼球の製造 (二十七) 伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が四キロワットを超える原動機を使用するもの (二十八) 鍛造機(スプリングハンマーを除く。)を使用する金属の鍛造 (二十九) 動物の臓器又は排せつ物を原料とする医薬品の製造 (三十) 石綿を含有する製品の製造又は粉碎 (三十一) (一) から (三十) までに掲げるもののほか、安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより、環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進する上で支障があるものとして政令で定める事業 二 危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの 三 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令で定めるもの</p>
	<p>(を)</p>	<p>(を) 工業地域内に 建築してはならない 建築物</p>	<p>(を)</p>	<p>工業地域内に 建築してはならない 建築物</p>	<p>一 (る) 項第三号に掲げるもの 二 ホテル又は旅館 三 キャバレー、料理店その他これらに類するもの 四 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの 五 学校(幼保連携型認定こども園を除く。) 六 病院 七 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一平方メートルを超えるもの</p>
	<p>(る) 準工業地域内に 建築してはならない 建築物</p>	<p>一 次に掲げる事業(特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であつて環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。)を営む工場 (一) 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)の火薬類(玩具煙火を除く。)の製造 (二) 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二条第七項に規程する危険物の製造(政令で定めるものを除く。) (三) マッチの製造 (四) ニトロセルロース製品の製造 (五) ビスコース製品、アセテート又は銅アンモニアレーヨンの製造 (六) 合成塗料若しくはその中間物、顔料又は塗料の製造(漆又は水性塗料の製造を除く。) (七) 引火性溶剤を用いるゴム製品又は芳香油の製造 (八) 乾燥油又は引火性溶剤を用いる擬革紙布又は防水紙布の製造 (九) 木材を原料とする活性炭の製造(水蒸気法によるものを除く。)</p>	<p>(わ) (か)</p>	<p>工業専用地域内に 建築してはならない 建築物 用途地域の指定のない区域(都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域を除く。)内に建築してはならない建築物</p>	<p>一 (を) 項に掲げるもの 二 住宅 三 共同住宅、寄宿舎又は下宿 四 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 五 物品販売業を営む店舗又は飲食店 六 図書館、博物館その他これらに類するもの 七 ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令で定める運動施設 八 マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途で政令で定めるもの又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が一平方メートルを超えるもの</p>